

市町村運営有償運送の有効期間の更新の登録について

1 協議の目的

菊陽町が実施主体である「市町村運営有償運送（菊陽町外出支援サービス事業）」の登録の有効期間が令和8年9月30日をもって満了することから、道路運送法第79条の6第1項の規定により、国土交通大臣から有効期間の更新の登録を受けるため、菊陽町地域公共交通会議に当該事業の必要性及び旅客から収受する対価について、協議をお願いするものです。

【菊陽町外出支援サービス事業の概要】

1	登録番号	九熊市福第11号
2	登録を受けた者	菊陽町長
3	自家用有償旅客運送の種別	市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）
4	運送の区域	菊陽町内及び隣接市町村（利用者の居宅を起点として路程が20km以内）
5	当該事業の受託先	菊陽町社会福祉協議会
6	利用対象者	家庭内において送迎すること又は一般の交通機関を利用することが困難なおおむね65歳以上の高齢者等で、病院受診等に付添い支援が必要な次のいずれかに該当するものとする。ただし、介護保険要介護認定において要介護1以上の認定を受けている者を除く。 (1) 傷病状態にある者 (2) 心身に障がいがある者 (3) 認知症を有する者又はその疑いがある者 (4) その他、町長が必要と認める者
7	自家用自動車の数	5台（福祉車両（車いす車）4台、乗用車1台） 日産キャラバン2台、日産NV100、日産セレナ、ダイハツミライース

2 当該事業の必要性

実績の件数は少ないものの、理解力低下を理由に生活全般において見守りが必要な人で、民間の福祉タクシー事業者等では対応が困難な事例があり、社会インフラの受け皿としての役割を担っています。

なお、当該事業の利用開始に当たっては、町職員が調査を行い、地域ケア調整会議（出席者：町職員、町社協職員）に諮り、決定を行っています。

【対応事例】

本人の理解力低下を理由に、医師からの病状説明や薬の受け取りに同席。

【参考】

(R5.8) 前回会議時の登録者数	➔	(R8.5) 今回会議時の登録者数
1人		6人

3 当該事業において旅客から収受する対価（前回会議時と同額）

以下に示すとおり、当該事業の対価は、実費の範囲内であり、国土交通省の「自家用有償旅客運送事務実施マニュアル」に示すタクシー上限運賃の概ね1/2の範囲内であることから、当該対価は妥当と判断します。

距離区分	対価	(参考) タクシー料金	(参考) 左記料金の1/2
0km以上5km未満	500円	700円～1,700円	350円～850円
5km以上10km未満	1,000円	1,700円～3,200円	850円～1,600円
10km以上15km未満	1,500円	3,200円～4,600円	1,600円～2,300円
15km以上20km未満	2,000円	4,600円～6,000円	2,300円～3,000円